

昭和61年2月20日付け設管第41号  
農地開発部長通知  
最終改正 平成23年2月22日付け施管第1337号

## 環境影響調査要領

### (目的)

第1条 この要領は、道営農業農村整備事業（以下「事業」という。）の実施に伴い発生する工事振動、騒音、水枯渇、地盤変動等について事業に伴う環境影響調査を行い、その防止対策を講ずることにより、その発生を未然に回避し又は軽減することを目的とする。

### (環境影響予測)

第2条 計画を担当する職員（以下「計画担当者」という。）は、事業計画の樹立に当たっては、事業の実施によって事業予定地域及びその周辺地域の環境にどのような影響が生ずるかを把握するために調査を行うものとする。

2 実施を担当する職員（以下「実施担当者」という。）は、前項の調査が行われていなかった場合、調査・設計時点において前項の調査をするものとする。

3 第1項及び第2項の調査は、「工事内容と環境インパクトチェック調査」（別紙1）に定めるところにより行うものとする。

### (未然防止対策と工法の適合性)

第3条 計画担当者及び実施担当者は、事業の実施に当たって、第2条の調査を基に関係受益者と周辺住民に事業の目的と工事内容を説明するとともに、環境への影響を未然に防止するために、工事及び工法を検討するものとする。

### (事前環境調査)

第4条 実施担当者は、第2条の調査により環境への影響が予測される場合は、工事の施行前に、工事施行区域及びその周辺地域の状態を把握するために調査を行うものとする。

2 前項の調査は、「工事に伴う環境調査」（別紙2）に定めるところにより行うものとする。この場合において、必要に応じ専門の機関に依頼することができるものとする。

### (工事前における影響防止対策)

第5条 実施担当者は、前条第1項の調査の結果、環境への影響が避けられないと認めるときは、その程度を最小限に防止するための工事及び工法について検討するものとする。

### (工事中における影響防止対策)

第6条 実施担当者は、工事中に環境の変化が認められたときは、速やかに被害を防止するための工事及び工法の検討、使用機械の指定、作業時間の限定等を行うものとし、必要

と認めるときは、さらに、応急対策を講ずるものとする。工事請負人から影響の事実に対する協議があった場合において、その事実を実施担当者が確認したときも同様とする。

(工事後の環境影響調査の実施)

第 7 条 実施担当者は、第 4 条第 1 項の調査を行った工事について、工事前及び工事中と比較して、周辺地域の状態が変化しているか確認するために調査を行うものとする。

2 前項の調査は、「工事に伴う環境調査」(別紙 2)に定めるところにより行うものとする。

(調査結果)

第 8 条 第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項、及び第 7 条第 1 項の調査の結果は、被害が発生した場合における事業に伴う工事と当該被害との因果関係を立証するための記録として、事業完了後 5 年間保存するものとする。

別紙1

## 工事内容と環境インパクトチェック調査

工事内容と環境インパクト・チェック

地区名		案件	地形		平地・丘陵地・山地・その他( )																			
事業名			地盤		普通地盤・軟弱地盤																			
工種			土地利用状況		水田・畑・その他( )																			
環境に影響を及ぼす 工事内容と構造物等 (w)		工事内容														構造物等								
		1 植生 除去	2 掘削	3 切土 工	4 盛土 工	5 埋戻 工	6 法面 工	7 資材 運搬	8 地盤 改良	9 コン クリ ート 工	10 基礎 杭	11 斜面 変 更	12 土砂 採 掘	13 仮設 工	14 土壌 改良	15	16	17	18	19	20			
影響を受ける環境要素 (a)																								
生活環境	1	人的影響																						
		騒音振動																						
		建築物・工作物 家畜																						
生活環境	2	生活への直接影響 (交通関係)																						
		その他 ( )																						
気象変化	4	日照																						
		5	風向・風速																					
			6 砂塵																					
水象・水質	7	水位水量																						
		8 地下水																						
	9	水質																						
		10 地下水																						
		11 海洋・湖沼																						
土壌変化	12	土層(異種土層の混入)																						
		13 透水性																						
		14 保水力																						
		15 流亡(土壌流亡劣化)																						
災害発生	16	水蝕(浸食・洗堀)																						
		17 風害(風蝕倒壊干害)																						
		18 崩壊(地盤変動・崩壊)																						
		19 洪水(氾濫・湛水)																						
		20 なだれ(山崩・土砂流出)																						
21	自然文化保護 自然公園・保護地域・史跡・遺跡																							
	22 生物環境変化 (動物・植物・魚介類)																							
23		地盤変動																						

## 工事内容と環境インパクト・チェック調査記入要領

- (1) 横の欄の「環境に影響を及ぼす工事内容と構造物等 (W)」の工種の主なるインパクトの項目が、縦の欄の「影響を受ける環境要素 (a)」の23項目に与える影響を次により記入する。
- 影響が大きいと予想される
  - △ 影響があると予想される
  - ☑ 影響がないと予想される
- (2) 構造物等の欄に次の構造物から該当するものを記入して、(a) に与える影響を(1)により記入する。
- |              |          |
|--------------|----------|
| ア、道路 (砂利・舗装) | イ、橋梁     |
| ウ、ダム、頭首工     | エ、トンネル   |
| オ、山留め工       | カ、地下埋設施設 |
| キ、用水路施設      | ク、排水路施設  |
| ケ、建物         |          |
- (3) 生活環境の欄は、騒音・振動による「人的影響」「建築物・工作物」「家畜」に与える影響と「生活への直接影響」に分類し記入する。
- 水象・水質の欄は、河川等より取水し養殖されている魚などへの影響を含め記入する。
- 生物環境変化の欄は、森林・河川・湖沼に生息する自然生物に対するものを記入する。
- 地盤変動の欄は、軟弱地盤における掘削・盛土・仮設工・地下水位の変化等による周辺地盤の沈下及び隆起が予測される場合に記入する。
- (4) 上記により「影響が大きいと予想される」または「影響があると予想される」に該当するものについては、別票の「環境予測調査票」により細部調査を実施する。
- (5) 当該事業の工事計画図 (S = 1/5,000) に上記 (4) による調査該当箇所の旗揚げを記入し「影響予測調査位置図」と表示する。

環境予測調査票

作成者

工種	区分	環境要素	環境に影響を及ぼす 工事内容の詳細	影響を受けると予測される 環境要素の詳細

農業農村整備事業の実施における環境インパクト調査

検討すべき環境要素		インパクトの種類	インパクトの内容
生物環境	森林の生態系	森林の伐採 盛土・客土用土砂の採掘 切土・盛土 排水系の変更 騒音・振動 排気ガス	緑地の減少・生息地の破壊 〃 〃 〃 土壌の乾燥化 動物の繁殖・生育障害 生育障害
	河川・湖沼の生態系（海の生態系）	河川改修 水路開削・改修 排水系の変更 森林の伐採 水質汚濁 土砂流出 ピーク流量変化	水系・水量の変化による生態変化 〃 〃 〃 生息地の破壊による生態系変化 〃 〃
自然景観	山岳地	森林の伐採 切土・盛土	山岳景観の破壊 〃
	台地・丘陵地	森林の伐採 盛土・客土用土砂の採掘 切土・盛土 構造物 切土・掘削土の放置	丘陵地の景観の破壊 〃 〃 〃 〃
	低地・耕作地	河川改修 排水系の変更 盛土・客土用土砂の採掘 構造物 切土・掘削土の放置	平坦地・耕地の景観の破壊 〃 〃 〃 〃
公園・文化財等	公園・緑地	森林の伐採 切土・掘削土の放置	緑地の減少・レクリエーション用地消滅 〃
	遺跡	排水系の変更 盛土・客土用土砂の採掘 切土 削孔・開削 基礎工事による掘削	遺跡の破壊・観光資源の消滅 〃 〃 〃 〃
	その他の文化財	河川改修（河道変更） 盛土・客土用土砂の採掘 切土・盛土 削孔・開削 基礎工事による掘削 資材の輸送 建設機械の作業	史跡等文化財の破損 〃 〃 〃 〃 〃

検討すべき環境要素		インパクトの種類	インパクトの内容
土	地形	河川改修 水路開削・改修 排水系の変更 骨材の採取 盛土、客土用土砂の採掘 切土・盛土 基礎工事における掘削 護岸 舗装 構築物	地表の改変・掘り起こし 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	地壌	森林の伐採 切土・盛土 盛土・客土用土砂の採掘 骨材の採取 削孔・開削 基礎工事における掘削 資材の輸送 建設機械の作業 舗装 埋設物 構築物	土壌の流亡・土壌の乾燥化 〃 ・排水不良 〃 ・湿地化 異種土壌の混入 〃 〃 土壌間隔減少による劣化 〃 ・油汚染 土壌の乾燥化 排水不良 〃
水	地表水	森林の伐採 河川改修（河道変更） 水路開削 排水系の変更 骨材の採取 削孔・開削 切土	水量の変化 水系の変化・水量の変化 〃 〃 〃 ・汚濁 〃 〃
	地下水	河川改修（河道変更） 水路開削 盛土・客土用土砂の採掘 削孔・開削 切土 基礎工事における掘削	地下水位の変化 〃 〃 ・下層へ浸透・汚濁 〃 〃 〃
	水質	河川改修 骨材の採取 盛土・客土用土砂の採掘 削孔・開削 切土・盛土 切土・掘削土の放置 排水路・暗渠排水 農業用水 建設機械の作業	汚濁 〃 〃 〃 土壌流亡による汚濁 〃 溶解質の流出 〃 汚濁・油汚染



検討すべき環境要素		インパクトの種類	インパクトの内容
大	日照	森林の伐採 構造	日陰の消滅 日照障害
	風向・風速	森林の伐採 盛土・客土用土砂の採掘切 土・盛土 構造	風向・風速の変化 〃 〃 〃
	質	骨材の採取 盛土・客土用土砂の採掘切 資材運搬	砂ぼこり 〃 〃 〃
	振動	削孔・開削 基礎杭打ち コンクリート工 資材運搬 建設機械の作業	振動 〃 〃 〃 〃
	騒音	削孔・開削 基礎杭打ち コンクリート工 舗装 資材運搬 建設機械の作業	騒音 〃 〃 〃 〃 〃
海水・湖沼	水質	埋立 河川改修 排水系の変更 客土用土砂の採掘 削孔・開削	汚濁・土砂流出～堆積 〃 〃 〃 〃
自然 の メ カ ニ ズ ム	降雨 (流出系)	森林の伐採 河道変更 骨材の採取 切土・盛土 削孔・開削 護岸装 舗切土・掘削土の放置	ピーク流量の増大・流下速度増大 〃 流出率の変化 〃 〃 〃 〃 表面流出増大
	地盤 (振動系)	岩盤掘削 基礎杭打ち 資材運搬	地盤の不安定化 〃 〃
	地盤 (地下水系) (軟弱地盤)	埋設物・構造物の荷重 建設工事・交通の振動 切土・開削 揚水・貯水	水圧低下・圧密収縮・地盤沈下 〃 水脈切断・水圧の変化 水圧低下・水圧上昇・地盤変動

別紙2

## 工事に伴う環境調査

### 1-1 調査

調査は、工事施行前（工事施行前に行う調査を事前調査という。）と工事完了後（工事完了後に行う調査を事後調査という。）に行うものとする。

### 1-2 調査区域等

- (1) 事前調査の調査区域は、工事区域の境界から30メートルとする。
- (2) 事後調査は、周辺地域の建物等の所有者から損害の申出があり、その原因が当該工事の施行によるものであると認められる建物等について行うものとする。

### 1-3 調査の通知等

建物等の事前調査及び事後調査に当たっては、あらかじめ当該建物等の所有者等に調査の日時を通知するとともにその承諾を得ておくものとする。

### 1-4 立会

建物等の事前調査及び事後調査に当たっては、原則として当該建物等の所有者等の立会のうえ行うものとする。

### 2-1 事前調査における一般的事項

- (1) 建物等の調査は、建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係の調査を行うものとする。
- (2) 建物の調査は、一棟ごとに建物の間取り平面図及び立面図を作成し、2-2の調査の方法に定めるところにより調査を行うものとする。

この場合の計測の単位は、次の各号によるものとする。

#### ア 建物等の計測

- (ア) 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでないものとする。
- (イ) 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- (ウ) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、巾等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- (エ) 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
  - ① 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
  - ② 枝巾、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- (オ) 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

#### イ 図面等に表示する数値及び面積計算

- (ア) 建物等の調査図面に表示する数値は、2-1(2)アの計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- (イ) 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切り捨て）までの数値を求めるものとする。
- (ウ) 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- (エ) 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

#### ウ 計算数値の取扱い

- (ア) 建物等の補償額算定に必要なとなる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。
- (イ) 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
  - ① 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
  - ② 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切り捨て）まで求める。
  - ③ 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位（小数点以下第3位切り捨て）をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。
- (3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所の調査を行うものとし、現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書等の交付等の方法により調査を行うものとする。
- (4) その他調査書の作成に必要な事項の調査を行うものとする。
- (5) 事前調査において、建物等に損傷箇所があるときは、その状態及び程度を調査し、工事の施行に伴い損傷の生ずるおそれのある箇所については、現在の状態を正確に調査するものとする。

#### 2-2 調査の方法

調査は、原則として、次に掲げる部位別に以下の調査事項及び調査方法によって行うものとする。

- (1) 基礎
- (2) 軸部
- (3) 開口部
- (4) 床
- (5) 天井

- (6) 内 壁
- (7) 外 壁
- (8) 屋 根
- (9) 水回り
- (10) 外 構

又、それぞれ仕上材種についても調査するものとする。

#### 2-2-1 基礎

建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- (2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を立面図に表示し、亀裂の最大巾及び亀裂長を全てについて計測するものとする。
- (3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を立面図に表示し、亀裂の最大巾及び亀裂長を全てについてを計測するものとする。
- (4) 計測の単位は、巾についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

#### 2-2-2 軸部（敷居等含む）

軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度を計測するものとする。
- (2) 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
- (3) 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
- (4) 計測の単位は、ミリメートルとする。

#### 2-2-3 開口部

開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 不良箇所全てを計測するものとする。
- (2) 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
- (3) 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
- (4) 計測の単位は、ミリメートルとする。

#### 2-2-4 床

床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測し、傾斜の方向を平面図に表示するものとする。
- (2) 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大、巾、長さ又は大きさ）を平面図に表示し、最大巾及び長さを計測するものとする。
- (3) 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査するものとする。
- (4) 計測の単位は、巾についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

#### 2-2-5 天井

天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。

#### 2-2-6 内壁

内壁に亀裂及びちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 最大巾及び長さ並びに分岐点、折れ点における巾をすべて計測する。
- (2) 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの計測をする。
- (3) 内壁に剥離が生じているときは、その箇所及び状況を平面図に表示し、その大きさを計測する。
- (4) 計測の単位は、巾についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

#### 2-2-7 外壁（玄関タイル、ガラスブロック等含む）

外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、全ての亀裂を計測するものとする。
- (2) 外壁に剥離が生じているときは、その箇所及び状況を立面図に表示し、その大きさを計測する。
- (3) 計測の単位は、巾についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

#### 2-2-8 屋根（庇、雨樋を含む）

屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当

該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。

- (1) 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測するものとする。
- (2) 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の巾についてはミリメートルとする。

#### 2-2-9 水廻り

水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を2-2-6（2）に準じて行うものとする。
- (2) 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査するものとする。
- (3) 計測の単位は、巾についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

#### 2-2-10 外構

外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 全ての損傷を、2-2-9に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載するものとする。
- (2) 計測の単位は、巾についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

#### 2-3 写真撮影

建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- (1) カラーフィルムを使用する。
- (2) 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。

ア 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名

イ 損傷名及び損傷の程度（計測）

ウ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

#### 2-4 事後調査における損傷調査

- (1) 事後調査は、工事完了後において、事前調査を行った箇所の変化の状況及び工事により新たに生じた損傷箇所について、その状態及び程度を2-1の定め

るところにより調査するものとする。

- (2) 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、2-1の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

### 3-1-1 事前調査の調査書等

事前調査により作成する調査書等は、次のとおりとする。

- (1) 調査区域位置図
- (2) 調査区域平面図
- (3) 建物等調査一覧表（様式第1号）
- (4) 建物等調査図（様式第2号）
- (5) 損傷調査表（様式第3号）
- (6) 写真台帳（様式第4号）

### 3-1-2 調査書等の作成

調査書等は、次の各号により作成するものとする。

- (1) 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- (2) 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成するものとする。
  - ア 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
  - イ 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- (3) 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入するものとする。
- (4) 建物等調査図（平面図・立面図等）は、2-1及び2-2の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
  - ア 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入するものとする。
  - イ 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入するものとする。
  - ウ その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。

この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作



成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成するものとする。

エ 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成するものとする。

- (5) 損傷調査書は、2-1及び2-2の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂・沈下・傾斜等）及び程度（巾、長さ及び箇所数）を記載するものとする。
- (6) 写真は、撮影したものをカラーサービス判で焼付し、様式第4号に所定の記載を行ったうえでファイルするものとする。

### 3-1-3 事後調査の調査書等

- (1) 事後調査により作成する調査書等は、事前調査で作成した調査書等を用いるものとし、これら調査書に事後調査時点での変化の状況及び新たに発生した損傷内容等を記載するものとする。この場合において、追加記入した部分が明確となるような表示を行うものとする。
- (2) 事後調査の結果、新たな損傷が発生しているときは、その損傷と事前調査の時点での損傷を明確に区分できる表示を行うものとする。

## 4-1 環境調査

環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいうものとする。

### 4-2 騒音の調査の方法

測定方法は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号）に準拠するものとし、それ以外については次により測定するものとする。

- (1) 測定箇所は、郡、市、町、村、大字、字、地番によるものとする。
- (2) 測定回数及び時間は、午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は、10分間隔とする。
- (3) 気象条件は、天候、温度、風向、風力を計測するものとする。
- (4) マイクロホンの位置は、工事実施上予想される発生源から測線上に2点を取り、それぞれ10メートル及び30メートルの地点を標準とする。

### 4-3 振動の調査の方法

測定方法は、振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）に準拠するものとし、それ以外については、次により測定するものとする。

- (1) 測定箇所は、郡、市、町、村、大字、字、地番によるものとする。
- (2) 測定回数及び時間は、午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。
- (3) 気象条件は、天候、温度、風向、風力を計測するものとする。

- (4) ピックアップ位置は、工事実施上予想される発生源から測線上に3点を取り、それぞれ10メートル、40メートルの地点を標準とする。

#### 4-4 井戸の調査の方法

井戸に関する調査は、所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等）、規模（測定不可能な場合は、聴取調査）、調査年月日、水面高（穂高）水深、井戸枠天端の標高を記録する とともに、水道の有無を調査するものとする。

なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定するものとする。

#### 4-5 環境調査の調査表等

環境調査により作成する調書等は、次のとおりとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表（様式第5号）
- (2) 振動測定結果一覧表（様式第6号）
- (3) 井戸調査表（様式第7号）



建築物等調査図(平面図、立面図等)

建物番号	建物番号	
所有者		
工種	建築物等	概要
	事前調査	事後調査
基礎		
屋根		
外壁		
内壁		
天井		
床		
経過年数		
用途		

  

事前調査員	調査年月日	年月日
事後調査員	調査年月日	年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列3横とする。



--	--

( 写真貼付 )	
----------	--

--	--

撮影番号	撮影対象(個所及び)損傷名
○	

撮影番号	撮影対象(個所及び)損傷名
○	

撮影番号	撮影対象(個所及び)損傷名
○	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。  
用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

騒音測定結果一覧表

様式第5号

No. \_\_\_\_\_

項目名	記	事	測定箇所平面図			
			No. _____			
調査箇所						
調査年月日						
測定計器名						
測定者氏名						
測定時間	測定平均値		気象条件		主要騒音原因	
	発生源から 10m	発生源から 30m	天候	気温		
8時( 分から 分)						
9時( 分から 分)						
10時( 分から 分)						
11時( 分から 分)						
12時( 分から 分)						
13時( 分から 分)						
14時( 分から 分)						
15時( 分から 分)						
16時( 分から 分)						
17時( 分から 分)						
備考						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

振動測定結果一覧表

項目名	記	事	測定箇所平面図			
			No.			
調査件名						
調査箇所						
調査年月日						
測定計器名						
測定者氏名						
測定時間	発生源	測定平均値		気象条件		主要振動原因
		発生源から 10m	発生源から 40m	天候	気温 風向 風力	
8時(分から分)						
9時(分から分)						
10時(分から分)						
11時(分から分)						
12時(分から分)						
13時(分から分)						
14時(分から分)						
15時(分から分)						
16時(分から分)						
17時(分から分)						
振動の方向	鉛直動(○)					
備考						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。



井戸調査表

井戸 No.	所在地	使用者	使用目的		調査者 規 格 (径×深)	水面調査		調査番号 水道の有無	備考
			飲料	他		調査年月日	平成 年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。